

犯防止推進計画（案）にて再度審議いただき、計画を決定する予定です。パブリックコメントの結果については、広報こまえ3月15日号及び市ホームページにて公表します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「令和6年度狛江市一般廃棄物処理実施計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 本実施計画は、令和3年2月に策定した一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた具体的な方策を、原則として毎年度策定しています。1ページは、廃棄物の発生量見込みと資源化を含めた中間処理及び最終処分について記載しています。令和5年4月からプラスチック類ごみの分別収集を開始しました。発生量は類似団体を参考に算出し、1,708tと見込んでいましたが、令和5年度実績は480t、約3分の1となる見込です。これは、市民説明会等できれいなプラスチックのみをプラスチック類ごみとして出すことや無理なくできる範囲での分別を周知したことによるものと捉えています。令和6年度も本取組を継続・強化することから、本計画では、プラスチック類ごみを479tに減らし、一方で、可燃ごみ、不燃ごみは増としています。2ページは、一般廃棄物の排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項の、行政、市民、事業者の取組と廃棄物処理の根拠となる法令を記載しています。3～5ページは、市が処理対象としている廃棄物の収集運搬及び処分の方法と、廃棄物を排出する方の協力義務に関することを記載しています。5ページ中段からは廃棄物の処理及び資源化施設について記載しています。7ページにその他として、審議会や収集・受入していない廃棄物等について記載しています。本内容について確認いただき、意見等あれば2月22日までに清掃課へ連絡をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 廃棄物全体量としてはどのように変化する見込みですか。

部長 令和5年度見込みである19,623tと比較すると令和6年度見込みは19,019tとなっており、全体としては減少する見込みです。これは人口減少も考慮しています。

副市長 処理計画として、政策的に目標はどのように考えているのですか。

部長 きれいなプラスチックごみの再資源化を進めるとともに、可燃・不燃ごみについても令和5年度よりも減量する目標を立てています。

市長 他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項3「(仮称) 駒井公園整備基本計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 (仮称) 駒井公園の整備に向けて、これまでワークショップやアンケート、

社会実験を行い、市民の方から様々な意見をいただきました。これらを踏まえ、(仮称) 駒井公園整備基本計画(案)を作成しました。まず、目次を御覧下さい。整備基本計画(案)の構成については、「1. 計画の背景と目的」「2. 本公園の概要」「3. 上位・関連計画の位置付け」「4. 本公園の現況概要」「5. 本公園の課題整理」「6. 市民参加による意見の収集」「7. 基本計画」「8. 公園パース」となっています。8ページを御覧ください。公園の基本方針としては、上位・関連計画や本公園の現況、市民意見を踏まえ、「すべての人が楽しく過ごすことのできる公園」「地域コミュニティの場となる公園」「安心安全な公園」と設定します。そして基本方針をもとに、整備方針としては、「レクリエーション機能の確保」「コミュニティ・憩い空間の確保」「防犯・防災空間の確保」としています。続いて、9ページを御覧ください。公園のコンセプトは、第1回目のワークショップでの内容を踏まえ、「みんながつながる、遊びと憩いのコミュニティパーク」と設定しました。続いて、14ページを御覧ください。こちらが基本計画図となっています。公園計画のポイントとして、赤枠で囲っている第1期目での整備範囲では、公園の中央部から東側にかけてインクルーシブ遊具を、公園中央部から西側にかけて健康遊具を設けるとともに、公園中心部には大きな芝生広場を設けることで、レクリエーション機能を確保しています。また公園中央部の西側には、災害時に使用可能なフェーズフリートイレを設け、防災機能を持たせるとともに、東屋を芝生広場やインクルーシブ遊具ゾーンに配置することで、幅広い年代の方が休憩できるスペースを確保しています。公園南側の青枠で囲っている第2期目の整備範囲では、ボール遊び広場やイベントにも対応できる芝生広場を設け、公園機能の拡充を図ることをポイントとしています。続いて、27ページを御覧ください。こちらはまだラフなものになりますが、本公園の鳥瞰図及びパースとなっています。

最後に今後のスケジュールについてですが、2月22日まで各部へ意見照会を行います。その後、意見を取りまとめた上で、3月5日の庁議で審議いただき、3月10日の共有報告会で市民の方へ報告の上で、3月末頃に公園整備基本計画(案)を策定及び公表予定です。第1期分については、令和6年度に実施設計を行い、令和7年度に工事を開始し、令和8年度に開園予定としています。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 副市長 フェーズフリートイレとはなんですか。
- 部長 トイレ内部に貯留可能な機能があり、災害時にもそのまま使用できるトイレです。
- 市長 今後は経常経費等の費用面や市民団体の参加等についても考えていかな

ければなりません。市民団体等による維持管理等は基本計画には含まれて
いますか。

部 長 アンケート調査の中では、公園の維持管理に参加いただけるという意見が
多かったため、共有報告会では市民団体等に維持管理をしていただくことを
前提に話を進める予定です。

市 長 他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「令和6年度予算概要について」を報告してください。

部 長 令和6年度当初予算案の内容をまとめました。内容については、各課と調
整・確認した上で作成しており、既に複数回確認いただいています。最終確
認を庁内グループウェアで個別に各部課長へ依頼しているため、何かあれば
2月14日正午までに財政課へお願いします。予算に関する説明書類として、
議会へ提出します。

市 長 続いて、報告事項2「令和6年度こまえ応援寄附金使途テーマの募集につ
いて」を報告してください。

部 長 こまえ応援寄附金（ふるさと納税）では、令和4年度から、返礼品ありき
ではなく、市が行う事業を「応援したい」という共感や賛同によって狛江市
への寄附者を増やすため、各部から募集した具体的なテーマ（事業）を使途
の指定先として、現状6つの使途から寄附者が選択可能です。令和4年度の
こまえ応援寄附金実績及び令和5年度の1月集計時点でのテーマごとの寄
附件数や金額については、資料のとおりです。寄附の際に自由記述できるメ
ッセージ欄に記入いただいたメッセージ内容も併せて掲載しています。寄附
者からのメッセージでは、市の事業に共感し、応援いただいているものが多
いことから、令和6年度についても、同様の取組を継続し、テーマの確認や
終了した事業の見直し、より効果的な使途の提案等の募集を行います。各部
取りまとめの上、2月26日までに課税課長まで提出してください。令和6
年度は、継続事業についても、よりわかりやすく、堅苦しくないキャッチー
なテーマとしたいと考えています。今後の流れとしては、各部から提出され
たテーマについて、より狛江らしく、より応援したくなるような具体的なテ
ーマであるか等の観点から令和5年度と同様に事前審査で絞り込みを行い、
改めて庁議にて審議予定です。本庁議終了後、各部長宛てにテーマ募集の依
頼文等を送付します。

市 長 続いて、報告事項3「長野県小諸市との2050年脱炭素社会の実現に関す
る連携協定の締結について」を報告してください。

部 長 2050年ゼロカーボンシティの実現、脱炭素社会の構築に向け、長野県小
諸市と2050年脱炭素社会の実現に関する連携協定を締結しました。締結式
は、2月8日に狛江市役所内において、両市長出席の下で執り行いました。

協定内容は、脱炭素社会の実現に向けた森林保全、人材育成、環境学習等に加え、脱炭素化の推進を通じた地域活力の創出について相互に連携して取り組むとしています。狛江市の森林環境譲与税を小諸市内で取り組む森林整備に活用することで、森林の二酸化炭素吸収量を狛江市の二酸化炭素排出量と相殺するカーボン・オフセットに取り組んでいくほか、小諸市内の森林を活用して狛江市民が森林保全活動を体験する環境学習・市民交流事業、間伐材を活用し木に触れる木育等を検討しています。

なお、令和5年2月に長野県茅野市と同様の協定を締結しており、脱炭素社会の実現に向けた連携協定としては今回の協定で2例目です。

市長 小諸市長との会話の中で地方等で盛んに行われている特産物を加工してブランド化する話がありました。ブランド化が成功すれば税収アップにもつながるため、検討してください。続いて、報告事項4「野川サイクリング道路のアスファルト舗装損傷の原因調査について」を報告してください。

部長 令和5年8月から10月にかけて発生した野川サイクリング道路のアスファルト舗装損傷について、関係機関と連携して、発生原因調査を実施し、結果を取りまとめ、本日プレスリリースしました。「1 調査結果概要」を御覧ください。まず、(1) 路面開削調査についてです。舗装損傷が発生した箇所の路面を開削し、路盤等の状況を確認しました。開削した約14mの範囲にわたり、路面と護岸の境界部に深さ約60～約150cmの緩み・抜けがあったこと、探針の結果、緩み・抜けは護岸の緑化ブロック方向に発生しており、鉛直方向には発生していないこと、護岸背面の吸出防止材の一部が劣化・損傷し、緑化ブロック部から土砂が流出しており、抜けが確認された箇所では、路面から差し込んだ計測機器が見通せる状態であることが判明しました。

(2) 路面下空洞調査です。地中レーダー探査機を用いて調査を行い、異常信号が確認された箇所では、路面を削孔し、より詳細に確認しました。調査結果として、谷戸橋付近に軽微な隙間の可能性がある場所が確認されましたが、その連絡を受けた東京都が舗装を開削し状況を確認した上で適切に舗装復旧されています。次に(3) 発生原因です。舗装損傷の発生原因について、護岸の緑化ブロック背面の吸出防止材が経年劣化等により損傷したこと、野川サイクリング道路の舗装の経年劣化や河川の水位変化により路盤に水が浸透し、路盤が脆弱化したことにより、路盤の一部が護岸の緑化ブロック背面から流出し、路面下に隙間が発生したものと推定されています。次に、(4) 東京外かく環状道路(関越～東名)の工事による影響についてです。東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社シールドトンネルの掘進データや掘進後の地表面変位計測や物理探査の結果を再度確認するとともに、今回の野川サイクリング道路での開削調査等の発生原因調査の結果を踏まえ、野

川サイクリング道路の舗装損傷は、シールドトンネル掘進による影響である可能性は極めて低いと、有識者に確認したと報告を受けています。

今回の調査結果を踏まえ、河川管理者である東京都と連携し、野川サイクリング道路を適切に維持管理していきます。路面開削調査箇所については、既に吸出防止剤の損傷部分を補修をしており、安全を確保しています。本庁議後、市議会議員に情報提供を行い、本日午後2時にNEXCOと本調査結果を公表します。また、同時刻に東京都建設局が緑化ブロック及び路面下の隙間可能性箇所の補修工事等を行った旨を公表予定です。

市長 調査結果として、今回のアスファルト舗装損傷と外環道の工事とは関係がありませんでしたが、陥没と外環道の工事を関連付け、市民の不安を助長するようなことは遺憾です。きちんと確認をとった情報を基に行動していただかないと、国や都、市に迷惑をかけることとなりますので、このような行為は慎んでいただきたいと思います。続いて、報告事項5「防災まちづくりワークショップについて」を報告してください。

部長 防災まちづくりワークショップを3月24日に開催します。令和4年12月に策定公表した都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、「戸建て住宅の高床化等防災対策に資する地区計画等の都市計画の検討」を地域住民の共助による取組の一つとして位置付けています。地区の地域住民の共助により、市民の主体的な取組を進めることを目的として、開催するものです。令和5年度は、猪方・駒井地区及び元和泉地区を対象に実施します。開催の周知については、広報こまえ2月15号及び開催案内チラシの配布や、町会への連絡及び回覧板を活用します。ワークショップ実施後には報告書を取りまとめ、市ホームページにて公表します。今後、参加者の意見を参考に、防災対策に資するまちづくりの検討を進めていきたいと考えています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 防災部門はどのようにかわりますか。

部長 防災部門では既に電柱への浸水深表示等で防災まち歩きをしているため、それらを踏まえて連携しながら、今回ワークショップを開催します。

市長 続いて、報告事項6「教育委員会職員の懲戒処分について」を報告してください。

部長 2月13日付けで職員の懲戒処分を行いました。被処分者は、教育部会計年度任用職員の40歳代男性、停職3箇月です。処分内容及び理由は、12月25日に、当該会計年度任用職員は勤務先の市立中学校において、体育館に置き忘れた生徒所有の運動靴を窃取し、当該会計年度任用職員所有のリュックサックに隠匿し、その事実を隠蔽しようとした行為を認めたことから、本非違行為について地方公務員法第29条第1項各号の規定に基づき、停職処分

としたものです。庁議後、議会へ報告した後、プレスリリースします。

市 長 続いて、報告事項7「令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果狛江市の状況について」を報告してください。

部 長 本資料では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施学年に合わせ、小学校第5学年、中学校第2学年の結果を記載しています。資料のとおり、小学校では全国と比べると、「20mシャトルラン」、「ソフトボール投げ」に課題があることが分かり、中学校男子は全国及び東京都と比べると「上体起こし」、「長座体前屈」、女子も「長座体前屈」に課題があることが分かります。生活・運動習慣等については、「運動やスポーツを行う頻度」「運動やスポーツを行う時間」の、いわゆる運動への取組状況についての結果を記載しています。東京都平均と比べ、中学校第2学年女子の「運動やスポーツを行う時間」にやや有意差があり、本市における運動の二極化の一端が伺えます。これらの課題解決に向けて、学校の教育活動において授業改善を推進し、児童・生徒が様々な運動を経験することで楽しさや喜びを味わうとともに、進んで運動に取り組めるようにすることが重要であると考えています。引き続き、学校訪問やかけはしプロジェクト委員会を通して、学校に指導・助言していきます。

市 長 続いて、報告事項8「狛江市立西河原公民館における祝日開館の実施について」を報告してください。

部 長 本件については、2月6日の令和6年狛江市教育委員会第2回定例会において決定しました。公民館の開館時間の延長と利用区分の変更については、令和5年狛江市議会第4回定例会で議決いただいたところですが、条例改正を踏まえて条例施行規則を整理する中で、利用者の利便性の向上を図るため、西河原公民館の祝日開館を実施します。内容としては、令和6年9月から予定している市民センター改修による中央公民館の休館に伴い、中央公民館で実施している祝日開館を西河原公民館においても実施するものです。祝日開館日は、国民の祝日に関する法律第2条に定める国民の祝日のうち、いわゆるハッピーマンデーとされている4日間となります。また、これまでは祝日開館の開館時間は午前9時から午後5時まででしたが、利用区分を4区分へ変更することに伴い、午前9時から午後7時までとします。

なお、西河原公民館図書室も合わせて開室しますが、狛江市立公民館条例施行規則で規定している開室時間について、木曜日及び金曜日は午前10時から午後6時まで、それ以外の曜日は午前10時から午後5時までとしていることから、祝日開館日では午前10時から午後5時までとします。

市 長 その他ありますか。

部 長 震災時の職員参集に係るメールの試験送信結果についてです。1月16日

庁議で報告した J-ALERT メール の試験送信を 1 月 30 日に実施しました。受信できなかった職員が一部いましたが、該当職員については、システムに登録するメールアドレスの修正を行い、再度の試験送信を実施し、送信ができたことを確認しています。今回試験送信を行った J-ALERT に連動したメールは、あくまで参集に係る注意喚起、補助的手段です。大規模地震が発生した場合、メールを使用できない可能性もあります。メール受信の有無にかかわらず、発生した地震の大きさに応じて適切に行動する必要があるため、改めて確認をお願いします。

市 長 メールアドレス変更があった場合は、安心安全課に変更後アドレスを連絡するよう、職員へ再度周知をしてください。電話番号によるショートメールは送れますか。

部 長 現状では、メールアドレスのみ対応しています。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2 月 20 日午前 9 時 00 分から開催します。